法第13条及び省令第７条に基づく書面

（建築物に係る新築工事等の場合）

１．分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工程 | 作業内容 | 分別解体等の方法 |
| ①造成等 | 造成等の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ②基礎・基礎ぐい | 基礎・基礎ぐいの工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ③上部構造部分・外装 | 上部構造部分・外装の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ④屋根 | 屋根の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑤建築設備・内装等 | 建築設備・内装等の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑥その他  （　　　　　　　） | その他の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |

２．解体工事に要する費用（見積金額）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　なし

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地　　　　　　　　　　　　　　別紙のとおり

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額）　　　　　　　　　　　円(税込)

※　再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

※４については、「工事請負契約書」の３（契約金額）のうち書きである。別　紙

（書ききれない場合は別紙に記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）